

土佐清水海上保安署 新規事業採択時評価資料

令和3年8月
官庁営繕部

1. 事業概要 ～計画概要、位置～

(1) 計画概要

土佐清水海上保安署は、築後49年が経過し、施設の老朽化による不具合が生じていることに加え、現敷地は津波による浸水が想定される地域に位置しており、津波により2階建ての庁舎全体が浸水し災害時における応急対策活動に支障をきたすおそれがある。また、業務量増大や海上保安体制強化により庁舎の狭あい化が進行し、業務に支障をきたしている。

そのため、津波浸水被害等の解消と、地域防災拠点の集約化に貢献するため、高台敷地に土佐清水海上保安署庁舎を整備するものである。

なお、市街地が浸水想定区域となることから、土佐清水市より土佐清水海上保安署の早期の高台移転を要望されている。

(2) 位置



国土地理院撮影の航空写真より

1. 事業概要 ~既存庁舎・新庁舎の概要~

(3) 既存庁舎の概要

建設 : 昭和48年3月(築49年)
 敷地 : 高知県土佐清水市旭町18-46 639㎡(公借)
 建物 : 鉄筋コンクリート造 2階建て外 延べ面積358㎡



①. 庁舎(西立面)



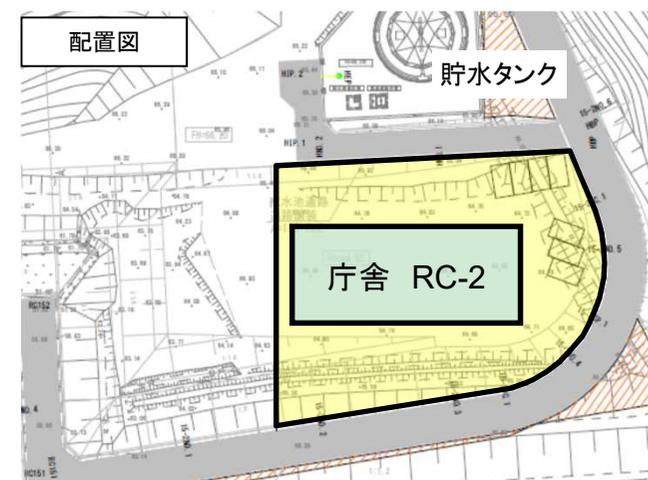
②. 庁舎(南立面)



③. 庁舎(東立面)



国土地理院撮影の航空写真より



(4) 新庁舎の概要

敷地 : 高知県土佐清水市清水字後口山
 1,090㎡
 建物 : 鉄筋コンクリート造地上2階建て 外
 延べ面積 922㎡
 事業費 : 約4.7億円
 事業期間 : 設計 令和4年度~令和5年度
 工事 令和6年度~令和7年度



国土地理院撮影の航空写真より

1. 事業概要

～土佐清水海上保安署の業務と体制～

(5) 土佐清水海上保安署の業務

海上保安署は、海上における法令の励行、海難救助、海洋汚染等の防止、犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等の業務を行い、海上の安全及び治安の確保を行う機関である。

土佐清水署の救難統括区域は、高知海上保安部の管轄区域・担任水域のうち、土佐清水市から黒潮町までの2市1町の沿岸海域(海岸線延長169km)である。

近年、覚醒剤密輸容疑船が土佐清水港へ入港する事案が発生するなど、集団密航及び銃器・薬物事犯の監視取締りの要所となっている。また、災害応急対策活動機関として土佐清水市地域防災計画での大きな役割を果たしている。

(6) 土佐清水海上保安署の体制

土佐清水海上保安署は、署長以下、次長、署員等5名の陸上職員と、CL型(※)巡視艇「とさつばき」(定員5名)の船艇職員(2クルー:10名)で構成される。

船艇職員は交代で乗船し、庁舎内で執務も行う。



巡視船艇基地

(※)「Craft Large」の略
20メートル型以下



2. 事業計画の必要性 ～評点の算出、現存率の算定根拠～

(1) 評点の算出

○各官署の評点の算出

- ①老朽、②狭あい、③借用返還、④分散、⑤地域連携、⑥立地条件の不良、⑦防災機能に係る施設の不備、⑧施設の不備及び⑨法令等の項目で評価を行う。

(注) 現存率は、建物の老朽度を示す指標で、建築物の新築時を100%とする。

(注) 面積率は、狭あいの状況を示す指標であり、計画の必要性を評価する際に限り用いる。
必要延べ面積に対する現有延べ面積の充足率である。

○ 事業計画の必要性の評点 : 127点 \geq 100点

計画理由	評点	施設の状況
① 老朽	80	現存率68%
② 狭あい	100	面積率0.4
③ 借用返還	50	現敷地は公借(約550千円/年)
⑤ 地域連携	4	地域防災への貢献
⑦ 防災機能に係る施設の不備	<u>100</u>	対津波性能不足かつ改修による性能確保困難

⇒

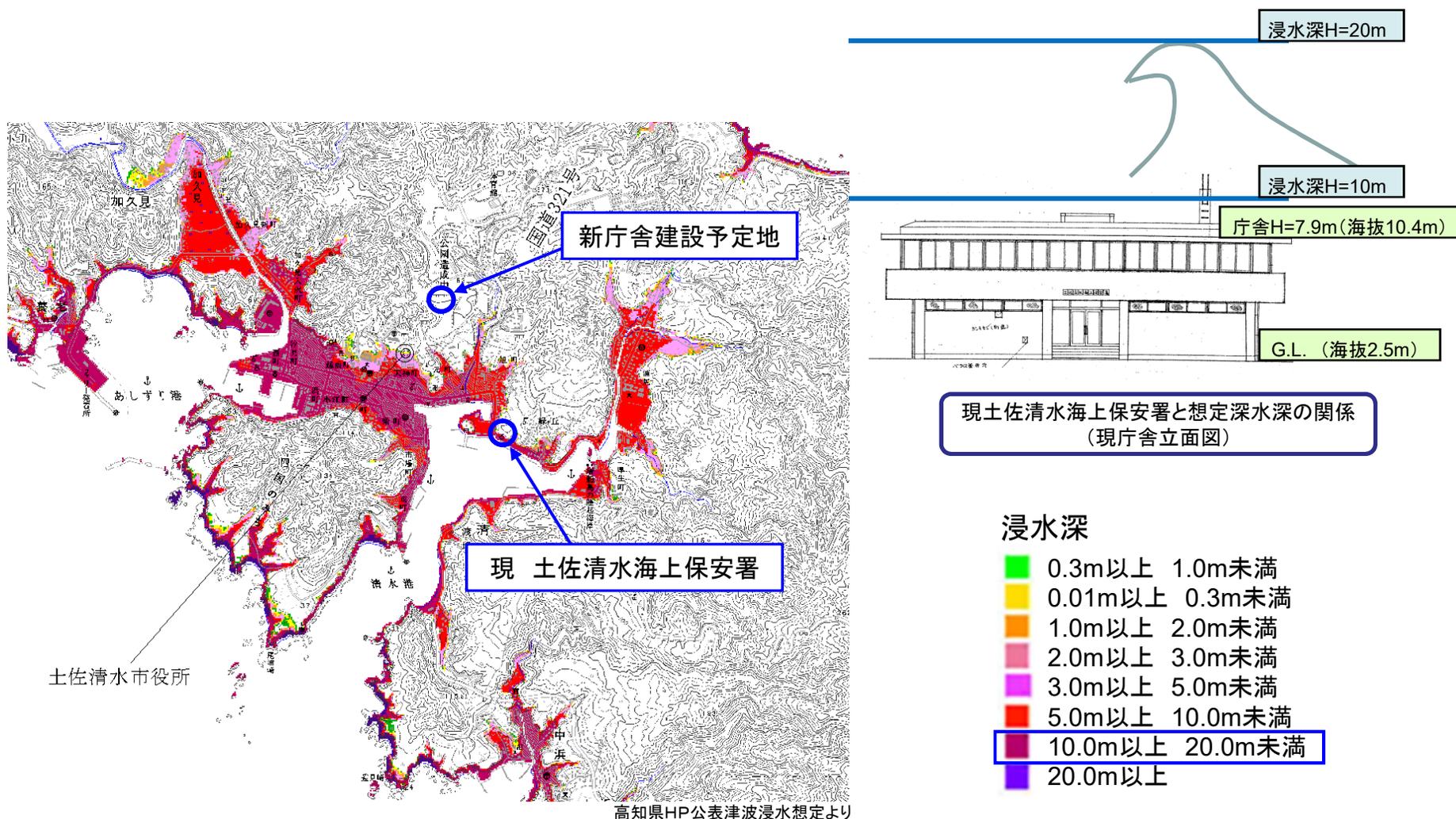
必要性の評点	127点
	8
従要素 × 0.1	10
	5
加算	4
主要素 × 1.0	100

※下線は主要素を示す。

2. 事業計画の必要性 ~施設の不備(対津波性能不足)~

(2) 防災機能に係る施設の不備(対津波性能不足)

- ・高知県の南海トラフ巨大地震に係る津波浸水想定(平成24年10月作成)では、現敷地の想定浸水深は10m~20mとされており、建物高さを超える津波の到達が想定されている状況。



2. 事業計画の必要性 ～狭あいの状況、面積率の算出根拠～

(3) 現庁舎の狭あい状況



船員待機室：倉庫として利用しているため必要室の確保が出来ていない。



事務室：狭隘が著しく事務室内通路の確保も難しい状況。



会議室：狭隘が著しい

○面積率の算出根拠

面積率

$$= \text{現有延べ面積} \div \text{必要延べ面積}$$

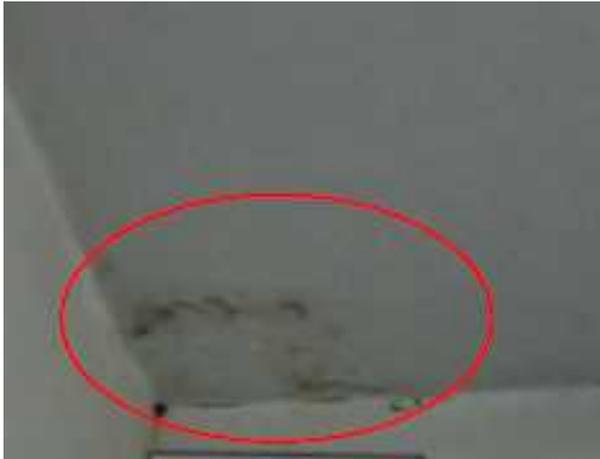
$$= 358 \div 900$$

$$= 0.397$$

$$\approx 0.4$$

2. 事業計画の必要性 ～評点の算出、現存率の算定根拠～

(4) 現庁舎の老朽状況



留置室 : 天井に漏水が発生している



庁舎 : 昇降用タラップに発錆が見られる



庁舎 : 倉庫内壁の剥落

○現存率の算定根拠

$$\text{現存率} = \sum(\text{構成比} \times \text{各部現存率}) \div \sum(\text{構成比}) \times 100 = 68$$

区分	構成比	各部現存率	主な現象
構造	35.0	0.65	部分的にひび割れが生じており、改修を要する。
主要部の仕上げ	28.1	0.80	漏水、汚れ、剥がれが広範囲に生じており、改修を要する。
電気設備	11.0	0.41	各設備に経年による劣化が認められる。
機械設備	29.0	0.71	各設備に経年による劣化、損耗が認められる。
計	103.1	—	

4. 事業計画の効果 ~借用返還、地域連携~

(5) 借用返還

敷地は公借しており、年間約550千円の賃料が生じている。

(6) 地域連携

・地域防災拠点との連携

(災害時の活動拠点となる総合公園近隣地への移転により、災害時における情報共有、災害対応の連携迅速化を実現)



3. 事業計画の合理性

○ 事業計画の合理性の評点 : 100点 = 100点

他の案では、事業案と同等の性能を確保できない

1) 賃借施設等について

- 土佐清水市内に必要な耐震性能(耐震安全性の分類: II類)に対応する賃借施設が存在しないことから、賃借によることは困難である。

2) 現庁舎の改修等について

- 現敷地は公借であるほか、津波による想定浸水深は10~20mであり、2階建て庁舎全体が浸水するおそれがあるため、現庁舎の改修等によることは困難である。

3) 現敷地での建替えについて

- 現敷地における津波による想定浸水深は10~20mであり、高台で浸水のおそれのない敷地での建替え(事業案)と比較し、同等の性能が確保できない。

4. 事業計画の効果 ～評点の算出～

○ 事業計画の効果(B1:業務を行うための基本機能)の評点 : 121点 \geq 100点

分類		項目	係数	評価の根拠
イ 位置	B1	①用地の取得・借用	1.0	用地を取得できる見込みがある
		②災害防止・環境保全	1.1	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態
		③アクセスの確保	1.1	施設へのアクセスは良好
		④都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.0	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合
		⑤敷地形状等	1.0	敷地形状及び接道状況が適切
イ ①×②×③×④×⑤		計	1.21	
ロ 規模	B1	①建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模を設定
		②敷地の規模	1.0	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模を設定
ロ ①×②		計	1.0	
ハ 構造	B1	機能性(業務を行うための基本機能)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込み
ハ		計	1.0	
事業計画の効果の評点(イ×ロ×ハ×100)			121点	

4. 事業計画の効果 ～施策に基づく付加機能～

○ 事業計画の効果(B2: 施策に基づく付加機能)

施策に基づく機能が付加され、事業の効果の発揮が期待できる計画となっている。

分類	評価項目	確保する性能の水準	主な計画内容及び期待できる効果
社会性	地域性	・官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会の貢献について配慮されている。	■ 地域住民の利便性向上のため、周辺の施設等との連携が図られる計画である。 ⇒ 地域社会に配慮した計画であり、地域性の効果が期待できる。
環境 保全性	環境 保全性	・官庁施設の環境保全性基準に基づき、特定事務庁舎のうち延べ面積が2,000㎡未満の庁舎を新築する場合の水準を満たしている。	■ 建築環境総合評価システム(CASBEE)による建築物の環境効率(BEE値) ≥ 1.0 の計画である。 ・自然エネルギー利用のため、太陽光発電設備を設置する計画である。 ■ BEI(※1) ≤ 0.9 の計画である。 ・躯体又は開口部を通じた熱負荷の低減を図るため、高断熱、高气密となる材料・構法を採用する計画である。 ⇒ 環境負荷の低減等に配慮した計画であり、環境保全性の効果が期待できる。
	木材利用 促進	・公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。	■ 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の内装等の木質化を図る計画である。 ⇒ 木材利用に配慮した計画であり、木材利用促進の効果が期待できる。
機能性	ユニバーサル デザイン	・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	■ 建築物移動等円滑化誘導基準を満たす計画である。 ⇒ 施設の円滑な利用に配慮した計画であり、ユニバーサルデザインの効果が期待できる。
安全性	防災性	・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための機能確保が図られている。	■ 構造体の耐震安全性の目標をⅡ類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力を1.25倍相当)とする計画である。 ⇒ 地震等に対する安全性に配慮した計画であり、防災性の効果が期待できる。

※1：建築物省エネ法の一次エネルギー消費量に関する指標で、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいう。

5. 評価(案)

事業計画の必要性	127点 \geq 100点
事業計画の合理性	100点 = 100点
事業計画の効果	121点 \geq 100点

以上より、新規事業化が妥当である。